農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

神奈川県

平成27年４月３日制定

第１　農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

１　横浜川崎地区

(1)現況

ア　気象、地形土壌等の自然的条件、水利条件、交通条件、土地利用の現況

気候は温暖であり、鉄道及び道路等の交通条件に恵まれた地帯であるため、県内において最も都市化の影響を強く受け、市街化の拡大及び産業の発展により非農業部門の土地需要が増大している。東京湾に面した南東部は京浜工業地域及び市街地であり、主に内陸部の丘陵地（火山灰土壌）において意欲のある営農活動が行なわれている。

　　　イ　人口及び産業の将来見通し、建設、産業振興、地域開発計画等を勘案した将来の他用途利用の方向

行政区域は横浜市、川崎市の政令都市からなり、総面積58,008ヘクタールで県土の24.0%、人口では508万人強で、県人口の56.4％を占めている。人口は現在も増加傾向にあり、平成32年の人口としては518万人に達すると予想される。

地域開発計画については、横浜環状道路等の事業計画があるが、本県の販売農家の21％を有し、積極的な農業が営まれ、後継者も多いことから、地権者や周辺農家の意向を十分把握しながら優良農地の確保を図るものとする。

ウ　上記の条件に対応した農業及び農業的土地利用の推進方向

農業生産の面においては、地域の立地条件を考慮し、多品目の野菜、果樹、花鉢物などの花き、植木及び畜産等を中心として、都市環境との調和を図りながら環境に配慮した農業を振興するものとし、その土地条件に応じた土地利用を積極的に進めて優良農地を確保する必要がある。

かかる観点から本地帯の農業的土地利用の推進方向は次のとおりである。

(ｱ) 鶴見川、境川、その他の水系には水田が点在しており、都市における水田の多面的機能に着目し、その保全に努めるとともに、水田の高度利用化を図るものとする。

(ｲ) 地帯全体に分布する台地の土地利用は総対的に畑であり、野菜や植木などが作付けされているが、今後の土地利用の方向としては、生産性や作業性の向上を図るため、農業生産基盤の整備を更に進め、畑の効果的な土地利用を確保するものとする。

(2)目標

上記を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下「法」という。）第３条第３項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

２　三浦半島地区

(1)現況

ア　気象、地形土壌等の自然的条件、水利条件、交通条件、土地利用の現況

地帯北部の鎌倉市、逗子市、葉山町及び横須賀市北部は、鉄道及び道路等の交通条件に恵まれており、市街地に近接した丘陵地において畑作を中心とした農業が展開されている。また、地帯南部の三浦市、横須賀市南部は最低気温が氷点下を下回ることがほとんどなく、年間を通じて温暖な気候に恵まれている。地帯北部の土壌は、洪積土壌であり、南部は火山灰土壌である。

北部では、住宅団地等の開発の影響を受けたことで、都市的土地利用がみられるが、南部は路地野菜の主要な産地であり、首都圏への生鮮野菜の供給基地として重要な役割を果たしており、農業生産基盤の整備が盛んに行われている。

イ　人口及び産業の将来見通し、建設、産業振興、地域開発計画等を勘案した将来の他用途利用の方向

行政区域は４市１町からなり、総面積20,697ヘクタールで県土の8.6%、人口では73万人強で県人口の8.1%を占めており、平成32年には約68万人と予想される。

地域の開発については、幹線道路の建設計画等があるが、生産者の営農意欲も高いことから、地権者や周辺農家の意向を十分把握しながら優良農地の確保を図るものとする。

ウ　上記の条件に対応した農業及び農業的土地利用の推進方向

本地帯に水田はほとんどなく、農業経営における水田への依存度はきわめて低いことから、農業生産基盤整備により主要生産品目である露地野菜の規模拡大を図りつつ、環境に配慮した農業を推進し、畑作を中心にした土地利用を積極的に進めて優良農地を確保する。

かかる観点から本地帯の農業的土地利用の推進方向は次のとおりである。

(ｱ) 南部の平坦部の水田は、すでに農業構造改善事業等により、ほ場整備及び水利条件の整備が進められており、土地条件、団地性が優れているが、米の生産調整などを契機に畑地化が進み、露地野菜の生産が行なわれていることから、更なる効率的な畑作生産を推進するものとする。

(ｲ) 本地帯の台地畑は、露地野菜が年間を通して作付けされているが、農業生産基盤の整備が遅れていることから、今後は、畑として条件整備を進め、露地野菜産地としての農地利用を確保するものとする。

なお、北部の都市住宅地と近接した地域では、各種補助事業等により直売施設の整備等を推進するとともに、消費地に近い地域の利点を活かし、消費者ニーズに対応した多品目な野菜生産を行なうことで、農地の利用を確保するものとする。

(2)目標

上記を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第３条第３項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

３　県央地区

(1)現況

ア　気象、地形、土壌等の自然的条件、水利条件、交通条件、土地利用の現況等

　　　　比較的温暖な気候に恵まれており、地帯中央部を流れる相模川や金目川沿岸の沖積平野（沖積土壌）、地帯東部の相模原台地（火山灰土壌）及び地帯西部の丘陵地（火山灰土壌）からなっている。首都圏とを結ぶ鉄道及び道路等が発達しているが、今後更に高速道路等の建設を背景にして、都市的土地利用の拡大が予想される。また、丹沢大山山麓は国定公園であるため、自然の景観を保持しながら土地利用が図られている。

イ　人口及び産業の将来見通し、建設、産業振興、地域開発計画等を勘案した将来の他用途利用の方向

行政区域は、平塚市から愛川町に及ぶ10市４町１村からなり、総面積66,467ヘクタールで県土の27.5％、人口では、212万人弱で県人口の23.5％を占めている。近年は人口増減率は落ち着きを示し、平成32年の人口も約212万人と概ね横ばいが予想される。

地域の開発は交通の要衝である地域特性から、さがみ縦貫道路、新東名高速道路、国道246号バイパスなどの骨格的な道路網の整備が行なわれている。

また、鉄道においても東海道新幹線新駅ツインシティ整備計画があり、大型の公共事業計画等が集中しているが、この地域は積極的な農業が営まれていることから、地権者や周辺農家の意向を十分把握しながら優良農地の確保を図るものとする。

ウ　上記の条件に対応した農業及び農業的土地利用の推進方向

農業生産としては、野菜、花き、植木、果樹、茶、水稲、きのこ類、畜産等と極めて多岐にわたる生産が行われている。都市化が進行する中、優良農地を確保するため、担い手の減少、高齢化等に対応した農作業の受委託等・農地の貸借等や環境に配慮した農業を推進するとともに、地域の土地条件、水利条件に応じた土地利用を積極的に進める必要がある。

　　 　 かかる観点から本地帯の農業的土地利用の推進方向は次のとおりである。

(ｱ) 相模川水系及び金目川水系の水田については、古くから10アール区画にほ場が整備されているが、今後は、地域環境の保全に配慮しながら再整備による大区画化と暗きょ排水等の農業生産基盤の整備により生産性・作業性の向上を図るとともに水田転作作物の生産を推進するものとする。

　　　 境川水系、引地川水系の水田は、排水不良及び水質汚濁等により生産性は低いが、環境保全に配慮しながら、土地改良事業等を実施し、水質汚濁を防止することにより、水田としての利用を確保するよう改善を図るとともに、一部畑への転換を推進するものとする。

　　(ｲ) 丹沢大山山麓の畑地では落葉果樹が集団的に栽培されている。今後の土地利用の方向としては、野菜、果樹、畜産等の振興を図るため、農道、ほ場整備等の農業生産基盤の整備を更に進め、その利用を確保するものとする。

　　(ｳ) 丹沢大山山麓及び大磯台地には、果樹（みかん）が栽培されているが、農道、園内道等の農業生産基盤の整備を推進し、果樹生産地としての土地利用を図るものとする。

(2)目標

上記を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第３条第３項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

４　県西地区

(1)現況

ア　気象、地形、土壌等の自然的条件、水利条件、交通条件、土地利用の現況等

地帯中央部の酒匂川流域の平野部（沖積土壌）を起伏に富んだ伊豆箱根山地及び丹沢山系の山間地帯（火山灰土壌）が取り囲んでいる。比較的温暖な気候であり、鉄道及び道路交通は発達している。東名高速道路等交通網の整備と箱根・湯河原の観光資源とともに、工場用地及び観光用地としての土地需要が多い。

　イ　人口及び産業の将来見通し、建設、産業振興、地域開発計画等を勘案した将来の他用途利用の方向

行政区域は山北町から南足柄市、小田原市を包含し湯河原町に至る２市８町からなり、総面積63,529ヘクタールで県土の26.3％、人口では、36万人弱で県人口の3.9％を占めている。平成32年の人口は約34万人と予想される。

地域の開発計画については、高速自動車道等の大型公共事業計画と酒匂川を軸とした広域交通網の整備と自然、歴史、文化を活かしたまちづくり構想等があるが、地権者や周辺農家の意向を十分把握しながら優良農地の確保を図るものとする。

ウ　上記の条件に対応した農業及び農業的土地利用の推進方向

農業生産については、酒匂川流域の平坦部の水田地帯では、水稲をはじめ野菜、なしを中心とした果樹等の生産が行われ、箱根丹沢山麓及び曽我丘陵の樹園地及び畑地帯ではみかんを中心とした果樹、茶、野菜、畜産等の生産が行われており、環境に配慮した農業を推進するとともに、土地条件、水利条件に適した土地利用を積極的に推進して優良農地を確保する必要がある。

　　　 かかる観点から本地帯の農業的土地利用の推進方向は次のとおりである。

　(ｱ) 酒匂川流域の平坦部の水田については、ほ場整備事業が進みつつあり、土壌条件、団地性の観点から、機械化に適応した農業生産基盤の整備を推進し、水田の高度利用を図るものとする。

　(ｲ) 箱根、丹沢山麓及び曽我丘陵地区の急傾斜では、茶、みかんの生産が行われているが、農道等の整備を進め、その利用を確保するものとする。また、傾斜地等においては家畜の放牧等の畜産利用を図るものとする。

なお、飼料作物及び野菜生産が行われている台地畑においても農道等の農業生産基盤の整備を推進し、その利用を確保するものとする。

(2)目標

上記を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第３条第３項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

５　県北地区

(1)現況

ア　気象、地形、土壌等の自然的条件、水利条件、交通条件、土地利用の現況等

　　 本地帯は、東京都、山梨県に接し、東部の平野部は比較的温暖な気候に恵まれている。一方で西部の中山間部は旧城山町の一部を除いたほとんどの地域が山岳に覆われており、概して寒暖の差が激しく、降水量も多い地帯である。交通は平野部の鉄道は、発達しているが、中山間部はＪＲ中央本線のみである。幹線道路は中央自動車道、国道16号、20号、412号、413号により地域内交通量を支えている。中山間部の森林は地域の約78％を占め、津久井湖、相模湖、城山湖、宮ケ瀬湖と相模川など豊かな自然に恵まれた地域であり、県内の上水道の約60％分をまかなう水源地域となっている。東京都心及び横浜の中心からおよそ50～60ｋｍ圏で、都会からの多くの人々が四季の自然や温泉等を求めて訪れている。農用地では、相模川から東側の台地畑（火山灰土壌）と相模川などの河川沿は水田（沖積土壌）が点在している。山あいの傾斜地（火山灰土壌）は畑が散在しており、集団性はなく、営農条件も悪いため生産性は低い。また、農業従事者の高齢化や鳥獣被害などにより耕作放棄地が増えている。

　　　イ　人口及び産業の将来見通し、建設、産業振興、地域開発計画等を勘案した将来の他用途利用の方向

　　　行政区域は、旧相模原市、旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町の１市４町が合併し政令都市として相模原市１市になった。総面積32,884ヘクタールで県土の13.6％、人口は71万人強で県人口の7.9％で、近年は人口増減率は落ち着きを示し、平成32年も71万人と概ね横ばいが予想される。

　　　　地域開発では首都圏を取り巻く宅地開発が着実に及んでいる。また、さがみ縦貫道路や津久井広域道路等の大型公共事業計画があるが、地域の豊かな自然と環境を守りつつ農家の意向を十分把握しながら優良農地の確保を図るものとする。

　ウ　上記の条件に対応した農業及び農業的土地利用の推進方向

　 　　農業生産としては、野菜、花き、植木、果樹、茶、水稲、畜産等と多岐にわたる生産が行われている。都市化が進行する中、優良農地を確保するため、農業生産基盤の整備や農地の面的利用集積及び農作業の受委託等・農地の貸借等を通じて農地の高度利用による土地生産性の向上を図りつつ、環境に配慮した農業を推進し、地域の土地条件、水利条件に応じた土地利用を積極的に進める必要がある。

　　　 かかる観点から本地帯の農業的土地利用の推進方向は次のとおりである。

(ｱ) 平野部は、都市近郊産地として環境の保全に配慮した農業生産基盤の整備と農地の面的利用集積を推進するとともに、東京都心、横浜の中心等都会に近く自然に恵まれた地域の特性を活かした生産や販売、都市との交流を図り、立地条件に応じた土地利用を進めるものとする。

(ｲ) 中山間部は地域の特性を活かし農産物加工品等を地域特産化し、沿道直売などで販売するなど交流型農業を推進する。また、条件不利地に応じた農業生産基盤の整備が図られるような土地利用を進めるものとする

(2)目標

上記を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第３条第３項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

第２　多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

　１　多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施し、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。

２　国の基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たっては、各地域の自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その際には、各市町村の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものとすることとしている。

　３　本県においては、以上を踏まえ、いわゆる日本型直接支払の取組をはじめとして、農業者団体等による取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町村の促進計画において、区域を設定することとする。

　４　法第６条第２項第４号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町村内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

第３　促進計画の作成に関する事項

１　促進計画の区域について

　　促進計画の区域は、適当な縮尺の地図上でその範囲が特定できるように設定をすることとする。

２　促進計画の目標について

　　必ずしも目標年次を定める必要はないが、事業計画の期間を踏まえ、少なくとも、今後５年程度を見通した目標として設定することとする。

　３　促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について

　　法第３条第３項各号の事業のうち、当該市町村において実施を促進する事業を記載することとする。

　４　重点区域の区域

　　重点区域は、適当な縮尺の地図上でその範囲が特定できるようにし、かつ、重点区域になる対象地番の一覧を作成することとする。

　５　促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

市町村の判断により、その他必要と認められる事項を記載することとする。

第４　その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

　１　第三者委員会に関する事項

法第３条第３項各号に掲げる事業に関する各種点検及び効果の評価等に資することを目的として、第三者委員会を設置する。

　２　推進体制の整備に関する事項

　　法第３条第３項各号に掲げる事業を効果的に推進するため、県、市町村及び農業団体等で構成する推進組織を設立する。

　３　関係者間における連携の確保に関する事項

農業の有する多面的機能の発揮の促進は、公的機関や農業関係者だけでなく、地域住民や地域団体等の多くの関係者との連携の下に行われるものであることから、県は、関係者間での情報共有や定期的な打合せの開催等が行われるよう、その連携の推進に努めることとする。